

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤについて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中島, 丈晴, NAKAJIMA, Takeharu メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000977">https://doi.org/10.57529/00000977</a>

## 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシャについて

中島 文晴

### 要旨

本稿では、文政十三年（一八三〇）に作成された「御備社当番仕様帳」を素材に、武蔵国荏原郡碑文谷村の惣鎮守碑文谷八幡宮（現目黒区）で催行されたオビシャの実態と特徴、そしてオビシャを支えた祭祀組織「根柄」について検討した。

まず、「御備社当番仕様帳」が作成された背景を検討した。結果、文政期から天保期にかけての碑文谷村では、根柄のまとまりの乱れやそれに伴う村方の弛緩が進み、そうした情勢のもとでオビシャの催行も弛緩したこと、しかしオビシャは惣鎮守である碑文谷八幡宮において氏子一同で催行される小祭であったがため、新たな規式を制定して対処しようとしたこと、その規式こそ「御備社当番仕様帳」であったことが明らかとなった。

次に、「御備社当番仕様帳」の内容からオビシャの実態と特徴について検討した。結果、実態としては仏事色の強い神事であったこと、特徴としては、①弓射神事を伴わない、②糶の取り集めが重視される、③オトウ渡しが行われることがあげられ、このうち①

③は近年研究が進む関東地方のオビシャと同様の特徴であることが明らかとなった。

最後に、目黒に特徴的な地縁的集団「根柄」について、相給村落との関係性に留意しながら、その性格やオビシャ催行時における機能を検討した。結果、根柄は地縁的かつ自立的集団という性格を持ち、根柄としてのまとまりを重視し、相給村落のもとで各領主の領分をこえて行動していたこと、日常的に複数の「組頭―組」に編成されていたこと、オビシャの当番となった根柄では、当番方の合議に基づきながらも当番頭二人が統率して当番を務めたこと、問題が生じた際には組を排除する共同体規制が働いていたことが明らかとなった。

【キーワード】 碑文谷八幡宮 オビシャ 御備社当番仕様帳 根柄 相給村落

## はじめに

オビシヤとは、年頭、時に弓射（歩射）神事を伴いつつ行われる祭礼で、現在も関東地方とりわけ千葉県・茨城県・埼玉県で広く行われている。<sup>(1)</sup>そのため古くから民俗学の分野において研究対象とされてきた。<sup>(2)</sup>

一方、歴史学の分野においては、中世史において、歩射についての研究が見られたもの<sup>(3)</sup>、後述するように、現行のオビシヤは必ずしも弓射神事を伴うわけではなく、また射手の担い手の違いも含めて、中世に見られる歩射と現行のオビシヤとの間にはかなりの懸隔がある。したがって、現行のオビシヤの歴史的検討には近世史からのアプローチが必要と考える。

しかし卑見のかぎり、わずかに仁科義典氏による相模国の田名八幡宮のオビシヤに関する研究<sup>(4)</sup>が見られる程度で、ほとんど注目されていない。また仁科氏の研究にしても、その主眼は、村落構造の変容と祭祀組織との関わり<sup>(5)</sup>の分析にあり、その中でオビシヤの神事次第にも若干触れられているが、具体的分析にまでは及んでいない。

もつとも、専論ではないものの、オビシヤに関する史料自体については、これまでも行論中で言及される<sup>(5)</sup>ことはあった。しかし、史料内容の具体的検討にまで踏み込んだものではなく、史料が祭具として、現行のオビシヤに際しどのように利用されるかの指摘にとどまっていた。

かつてオビシヤ研究の現状と課題をまとめた阿南透氏が、オビシヤ研究の課題の一つとして、「観察だけでなく文書に基づく研究がもつと出て欲しいと思う。当番の引継の際に受け継がれる帳面には、オビシヤの貴重な記録が記載されているはずであり、有効利用すれば、違った角度からのオビシヤ論が可能になると思われる<sup>(6)</sup>」と指摘した点は、歴史学の分野において十分に深められないままであったといえる。

しかし、こうしたなか、二〇〇八年度に千葉県市川市で新市史編さんが開始されると、その民俗部会において、水谷類氏、渡部圭一氏らによって、市内におけるオビシャ関係史料の発掘・調査研究が精力的に進められた。<sup>(7)</sup>同時に周辺地域においても、オビシャで用いられる史料そのものに注目した研究が見られるようになった。そして二〇一八年には、同氏らにより、周辺地域も含めた論考・史料からなる『オビシャ文書の世界―関東の村の祭りと記録―』<sup>(9)</sup>が刊行された。出発点こそ市史編さんの民俗部会によるものであったが、水谷氏・渡部氏のように民俗学ばかりでなく歴史学にも造詣の深い研究者が編さんに参加したことによって、オビシャ関係史料についても注意が向けられるようになったといえよう。

さらにこうした研究状況を受けて、千葉県立関宿城博物館において、令和元年度企画展『オビシャはつづくよ四〇〇年―年のはじめの村まつり―』<sup>(10)</sup>が開催され、歴史学・民俗学双方における現在までの研究成果やオビシャ関係史料の紹介がなされた。そして二〇二〇年には『市川市史民俗編―台地・町・海辺の暮らしと伝承―』<sup>(11)</sup>が刊行され、市民向けにわかりやすく市内のオビシャの様子や歴史が紹介された。このように、ここ数年で歴史学におけるオビシャ研究は飛躍的に進展しているといえよう。

こうした一連の史料調査・研究により、現行のオビシャへと続くそれについて、江戸時代初期にはすでに始まっていたこと、当初は地侍的存在の人びとが主導的立場で参加していたことなどの歴史的側面が明らかにされた。

ただし、これまで扱われているオビシャ関係史料は、頭人名や世事記載の内容を持つものの、具体的な神事内容に関する記載は少ないように感じる。<sup>(12)</sup>当時のオビシャがどのように行われていたのか、それが現行のオビシャとどこが共通し、どこが異なるのかなどについては今後の検討課題といえるであろう。

さらに、右にあげた近年の研究は、現行のオビシャ調査を通して史料を見出し出してきたという経緯もあり、対象地

域も千葉県・茨城県が中心となる傾向にあったと思われる。今後はそれ以外で現在もオビシヤが行われている埼玉  
 県、東京都、神奈川県におけるさらなる史料の発掘や、それに基づく調査研究が望まれるところであろう。<sup>(13)</sup>

そうしたなか、目黒区めぐろ歴史資料館所蔵史料の整理調査の過程で、「惣鎮守／八幡宮／御備社当番仕様帳」  
 (〃／)は改行を示す)なる表題を持つ史料<sup>(14)</sup>が見つかり、内容を子細に検討してみると、現在の東京都目黒区東部にあ  
 たる武蔵国荏原郡碑文谷村の惣鎮守碑文谷八幡宮で行われていた、文政十三年(一八三〇)のオビシヤに関する史料  
 で、神事内容に関する記載も豊富であることがわかった。現在同社でオビシヤは行われていないため、「仕様帳」は  
 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤの実態を検討するうえでの格好の史料であるとともに、これまでのところ  
 東京都下で知られているオビシヤに関する近世史料は、現在の東京都板橋区にあたる豊島郡上板橋村の茂呂稻荷神社  
 のもの<sup>(15)</sup>だけであり、城南地域においては初の事例となることから、極めて貴重な史料といえよう。

そこで本稿では、「仕様帳」の紹介を通して、近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤの実態や特徴について、  
 右に述べたこれまでの事例で指摘されている諸点との比較も踏まえながら明らかにする。そのうえでさらに、碑文谷  
 八幡宮のオビシヤを支えた祭祀組織の性格や機能、そして祭祀組織のまとめりと、相給村落下における各領分の支配  
 関係との関係性についても検討したい。

## 第一章 碑文谷八幡宮におけるオビシヤと「仕様帳」

本章では、「仕様帳」の書誌的事項を提示するとともに、「仕様帳」の作成理由や、碑文谷八幡宮にとってオビシヤ  
 がいかなる位置づけの祭礼であったのかについて検討する。

## 第一節 「仕様帳」の書誌的事項と作成の理由

まずは「仕様帳」の書誌的事項について項目ごとにまとめておく。

【表題】惣鎮守／八幡宮／御備社当番仕様帳。【作成年月日】文政十三年（一八三〇）三月日。【作成者】武州荏原郡碑文谷村三分惣氏子。【受取人】記載なし。ただし伝来状況から、碑文谷村旗本神谷氏領名主角田氏に提出されたと思われる。【形態】堅帳（上下二か所を仮綴）。【数量】一冊。【法量】縦二四・九センチ×横一六・九センチ。【丁数】二六丁（表紙含めず）。【保存状態】①三丁から九丁にかけて左端にやや大きめの虫損あり。②七丁以降、上側の綴じがはずれている。③一九丁から二六丁まで左側に墨汁が染み込んだ跡がある。【備考】表紙の綴じ部分の上中下に印が三顆ある。

次に作成理由について見ていこう。かかる理由を見ることが、文政十三年当時、碑文谷八幡宮のオビシャで何が問題となっていたのかも明確になるだろう。

【史料一】（「仕様帳」一オ〜一ウ）

定

当村惣鎮守八幡宮御備社御祭礼之儀、毎年正月七日定月<sup>四</sup>二而、御神事御吉礼、往古往来御規式等治定御座候所、  
 近年猥ニ相成、①右御備社初尾糶出シ方も甲乙ニ相成、殊更減少いたし、②右御規式も区々ニ相成、歎ケわ敷御儀ニ御座候二付、③古来之通仕度、惣氏子熟談之上、御備社御規式吉礼之通改定仕候依、④左ニ書記各々一同治定申処実正なり、然上ハ向後急度相守違変仕間敷候事、（以下略）

これによれば、オビシャは古来より規式が定められてきたが、近年みだりになったため（波線部）、①初尾糶の負担が不公平になり、初尾糶がことさらに減少してきたこと、②規式も守られなくなってしまうことから、③古来の

通りに復すために、惣氏子熟談のうえ、規式を改定した、という。そのうえで、④一同が治定したのだから、今後はしっかりと規式を守り違変してはならないとする。

つまり、「仕様帳」を作成したのは、文政十三年の時点において、傍線部①②のように弛緩してきたオビシヤの催行に対処するためであったことがわかる。

## 第二節 オビシヤの弛緩の背景

前節で、碑文谷八幡宮のオビシヤの催行が文政十三年には弛緩していたことを見た。それはすなわちオビシヤを支えた祭祀組織の弛緩ともいえるが、本節ではその背景について検討する。まず旧暦八月十五日に催行された碑文谷八幡宮祭礼に関する次の史料を見よう。

### 【史料二】<sup>16)</sup>

定

一、当村 惣鎮守 八幡宮御祭礼之儀、毎年八月十五日定日ニ而湯花神楽往古御吉礼通興行仕来、仕方之御規式等治定御座候処、近年猥リニ相成、往古之御吉礼も荒脚仕、(以下略)

ここでも、古来よりの祭礼規式がみだりになったために、往古の吉礼通りに行われてきた湯花神楽も荒れてしまったことが記されている。「仕様帳」の事例とあわせ、碑文谷八幡宮では、文政期から天保期にかけて祭礼の催行が滞っていたことがわかる。

さらにこの当時は、オビシヤを支えた祭祀組織である、「根柄」という目黒独特の地縁的集団(根柄の詳細については第三章で検討する)のまとめり自体も乱れていたことが次の史料からわかる。

### 【史料三】<sup>17)</sup>

## 議定之事

一、今般本郷根柄之義者、近来猥り相成、四拾軒余百性寺私領へ入会ニ而、尤村役人数多有之候得共、勝手俣待々相成、御年貢高掛り者勿論、家並・門役等ニ不出合者多有之候ニ付、已来者村役人共差図次第急度可仕候、且又根柄ハ不及申村方ニ而野荒致し申候者<sup>(御)</sup>座候ハ、其組ニ而何様ニも御取計可被成候、為後日儀定一札仍而如件、

一、出火有之候節者急度出合可申候事、

一、門役ニ不出合者ハ銭式百文ツ、差出可申候事（但シ本郷根入<sup>(用)</sup>可仕候事ニ御座候、）、

一、野山荒シ致候者見付候節者、其組相除可申候事、

右之条々大小百姓小前末々迄も急度相慎可申候、為其連印一札依而如件、

天保八酉年八月

（以下根柄および村役人の人名四四名省略）

ここで見ておきたいのは冒頭の一つ書きの部分である。これによれば、本郷根柄の四〇軒余りの百姓は、寺領・私領それぞれに入り組みで支配に属しているため、（それぞれの領分の）村役人は多いけれども、（根柄の百姓は）勝手のままに領分がそれぞれになり、年貢高掛り以下が滞っているとある。つまり、相給村落である碑文谷村では各領分の支配関係が弛緩してしまっていることがわかる。そしてその背景には、本郷根柄が「近年猥り」になり「勝手俣」に行動しているということがある、根柄のまとまり自体が乱れていたことが看取されるのである。

なお、これはまた同時に、地縁的集団である根柄の行動により、相給村落下における各領分の支配関係がゆるがされる事態をも招くことを示している。この点については第三章で改めて検討しよう。

以上の事例から、文政期から天保期にかけての碑文谷村においては、地縁的集団である根柄のまとまりの乱れや、それによる村方の弛緩という現象が広く見られており、オビシヤの催行の弛緩というのも、そうした背景のなかに位置づけられるものといえよう。

### 第三節 碑文谷八幡宮におけるオビシヤの位置づけ

前節で見た村方の弛緩に対して、新たな規式が制定されるほどにオビシヤが重要視されたのはなぜか。すなわち碑文谷八幡宮にとってオビシヤとはどのような位置づけの祭礼だったのか。本節ではこの点について検討していこう。

その点を検討していくうえで、『碑文谷村々誌』<sup>(19)</sup>に注目したい。同書は明治二十一年（一八八八）六月に、碑文谷村戸長の角田長廣<sup>(20)</sup>が編さんしたものであることから、いまだ江戸時代の碑文谷村の様相を残した内容といえる。そのなかの「八幡神社」の「祭日」<sup>(21)</sup>の項目を見ると、大祭が九月十五日、小祭が二月七日とあり、碑文谷八幡宮においては、大祭と小祭の両度がおもだった祭礼であったことがわかる。

これは、江戸時代の史料に「物鎮守八幡宮両度之御祭礼之儀」、「鎮守之神事ハ両度共村一同儀」、「八幡宮ハ当村物鎮守故、一同氏子ニ候得者、両度之神事ハ」<sup>(22)</sup>と見える両度の祭礼が該当するものと考えられる。とすると、『碑文谷村々誌』の大祭・小祭は新暦で記されているはずだから、江戸時代には大祭が八月十五日、小祭が正月七日ということになる。

そのうえであらためて碑文谷八幡宮の祭礼に関する史料を見ると、「一、当村 物鎮守 八幡宮御祭礼之儀、毎年八月十五日定日ニ而」（史料二）と見える「八幡宮御祭礼」が大祭で、「当村物鎮守八幡宮御備社御祭礼之儀、毎年正月七日定月ニ而」<sup>(23)</sup>（「仕様帳」一オ）とある「御備社」（オビシヤ）こそが、小祭ということになるろう。

つまり、村一同が氏子である碑文谷村物鎮守の八幡宮における小祭だからこそ、その弛緩に対して新たな規式を制

定し、古來のかたち「戻そうとしたといえよう」<sup>(24)</sup>。

以上本章では、「仕様帳」の書誌的事項とともに、その作成理由や、碑文谷八幡宮にとってオビシャがいかなる祭礼であったのかについて検討してきた。その結果、「仕様帳」が作成された文政期から天保期の碑文谷村では地縁的集団である根柄のまとまりが乱れ、またそれによる村方の弛緩が進み、オビシャの催行もそうした情勢のなかで弛緩したもの、オビシャが碑文谷八幡宮において氏子一同により催行される小祭であったがため、新たな規式を制定して対処しようとしたことが明らかとなった。<sup>(25)</sup>

## 第二章 碑文谷八幡宮におけるオビシャの実態と特徴

本章では、史料の内容を紹介するとともに、そこから導かれる碑文谷八幡宮のオビシャの実態と特徴について、近年のオビシャ研究で明らかになった諸点と比較しながら検討したい。また、「仕様帳」がオビシャの規式として以外にどのような機能を持っていたのかについてもあわせて検討したい。

### 第一節 「仕様帳」の記載内容とオビシャの実態

本節では、「仕様帳」の記載内容を紹介し、そのうえで碑文谷八幡宮におけるオビシャの実態についても検討したい。なお、紙幅に余裕がないため、「仕様帳」の記載内容を表にまとめて提示することで史料の内容紹介にかえたい。

【表1】「仕様帳」の記載内容

No.	項目	月日 (時間等)	内容の詳細	該当丁数
1	仕様帳の作成理由	-	御備社御祭礼は毎年正月七日が定日で、神事吉礼は往古より規式が治定されてきたが、近年は猥りになり、御備社初尾初も減少し、規式もまちまちになり嘆かわしい。そこで古来の通りにするため惣氏子が熟談し、規式をかかつての吉礼の通り改定した。よって以下に記すことは、一同治定したことは間違いないものである。今後は規式をしっかりと守り違変してはならない。	1オ～1ウ
2	当番の取り決め	-	当番は古来の通り、六ヶ所根柄（向原・池之上組、門前一組、三谷組、本郷組、根之神組、原根組）が順送りに務めること。	1ウ～2オ
3	初尾初を取り集めと扱ひ	毎年10月中	当番方が御備社の初尾初を取り集めること。その際は「集々帳」を仕立てて持参し、餅初を取り揃えること。もし初出しを難渋する者がいたら、その組の組頭に伝え、組頭立合いのもと取り揃えること。	2ウ～3オ
		年内	初尾初は残らず取り揃えて白米にし、翌年正月六日まで当番方で大切に預かり置いておくこと。梗初や雑穀を集めてはいけない。	
4	オビシヤ当日の法華寺僧の迎えと見送り オビシヤ後の法華寺僧への振る舞い	正月7日 (朝正5ツ時)	名主・年寄は残らず別当所に詰め、法華寺様へ一番のお迎えは当番頭が法華寺まで出向き、二番のお迎えは村役人が残らず別当所門前の大松下の下で出向えること。その後八幡宮へ供奉し、御法楽の間は慎んで勤役すること。終了後は別当所へ一同引き上げ、御高盛・御神酒を頂戴し、古来の通り御祝儀小話三番があること。右の神事が終了したら、法華寺様に感謝を述べ、別当所門前の大松下でお暇を頂戴すること。あわせて、村役所へも当番方よりお礼の旨を届けること。	3オ～4オ
5	法華寺御供中への振る舞い	正月7日	法華寺様の御供中に、中盛御膳、煮染、坪附、また御神酒は三献に限り振る舞うこと。取看は見合わせること。	4オ～4ウ
6	小屋頭への祭礼祝儀	正月7日	御祭礼祝儀として、小屋頭に百文を遣わすこと。	4ウ
7	入用品購入と働方役割の取り決め	正月4日	当番方は寄合のうえ、御備社での入用物をこの帳面の通りに買い調べ、また、それぞれに当日の働方役割を決めること。	4ウ
8	前日の掃除 幟と入用道具 法華寺と神宮院に法楽依頼	正月6日	当番方惣出で、八幡宮から大門通りまで掃除をすること。御幟建と入用道具を集めて調べ置くこと。当番頭両人は、法華寺様と神宮院様へ御備社当日の御法楽について願ひ上げること、またその旨を村役人へも同様に申し伝えること。	5オ
9	赤飯の準備①	正月6日 (昼後)	餅米八斗を蒸かし、赤小豆一斗二升は洗って煮立てること。もし残米があれば、ほかの入用で使うこと。	5ウ
10	赤飯の準備②	正月6日 (夜9ツ時)	この時間より焚き立て、蒸籠で赤飯に仕立てること。赤飯は酒の空樽三樽に詰め、当日七日正明六ツ時に八幡宮に持ち出し、惣氏子に限らず、男女子供まで古例の通りに渡すこと。	5ウ～6オ
11	オビシヤ終了後の着座次第	正月7日	御備社吉例の後刻、御別当所の上之座席に、法華寺様、神宮院様、御番僧方、名主三人・年寄のうち五人（羽織袴を着す）は着座すること。	6オ

11 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤについて

12	オビシヤ当日の振る舞い	正月7日	当日は十二膳を仕出すこと（仕出し内容は省略）、御神酒は三献に限ること。御吉例酒盛りが済んだ後、御茶と御菓子（大みかん）を出す。	6ウ～7ウ
13	当番からの奉納物	正月6日	当番から中奉書紙二十枚、半紙二帖、水油一合を別当所に奉納する。	8オ
14	当番からの御供	正月7日 (朝6ツ時)	当番から御供一重、御神酒一升を別当所に奉納する。	8オ
15	オビシヤ当日の働方役割	正月7日	当日の働方役割として、茶番一人、水汲み一人、料理方煮方二人、膳廻方二人、給使三人、赤飯懸り、にきり出し引き渡し六人、立ち働き三人とする。また、当番頭取役三人、惣世話役取持ともに、働方の費用については当番方の賄いとするに古来より定められている。	8オ～8ウ
16	入用品覚	-	入用品26品の種類と数の書き上げ。	9オ～10オ
17	法華寺、番僧、神宮院へのお礼	正月7日	当日の吉礼が済んだ後、当番頭両人は法華寺様に五百文、御番僧方に百文、神宮院様に三百文を、お礼とともに奉納する。	10オ
18	御頭渡し	正月7日	当日の当番が済んだうちは、この帳面を来年の当番方へ渡すこと。また、帳面の渡し及び請け取りが済んだら、今年・来年の当番双方より村役所にその旨を届けること。	10オ～10ウ
19	糶の量及び人名の書き上げ	-	各額の根柢から奉納された糶の量と人名の書き上げ。	11オ～26ウ

・「仕様帳」の記載順に配列しているため、時系列が前後している場合がある。

・項目名は、筆者が内容に照らして適宜付けたものである。

【表一】を見ると、「仕様帳」の記載内容の構成は、おむね、①「仕様帳」作成の動機（表No.1）、②オビシヤ当番の取り決め（表No.2）、③オビシヤの準備から終了後までの神事次第（表No.3～17）、④オトウ渡し（表No.18）、⑤奉納された糶の量と奉納した氏子の書き上げ（表No.19）からなっていることがわかる。

次に、【表一】からうかがえるオビシヤの実態について見ていきたい。

一般的に現行のオビシヤは神社で催行されるため、神職および神社関係者によって担われるのが普通である。しかし、近世後期の碑文谷八幡宮においては、「仕様帳」を見るかぎり、寺僧が中心となってオビシヤが催行されていた。すなわち【表一】からオビシヤと寺僧との関わりを示す部分をまとめると、①オビシヤ前日の正月六日、当番頭両人が法華寺様、神宮院様にオビシヤ当日の御法楽を依頼する（表No.8）、②オビシヤ当日、当番頭は法華寺様を寺まで迎えに行く。そして法華寺様らにより御法楽が執行される（表No.4）、③御法楽後は、御高

盛や御神酒が振る舞われ、また御祝儀小謡三番が行われる（表No.4）、④以上の神事終了後、別当所門前の大松下のところで見送る（表No.4）、⑤当日の吉礼後、当番頭兩人は、法華寺様に五〇〇文、御番僧方に一〇〇文、神宮院様に一〇〇文のお札を奉納する（表No.17）、となる。このように、オビシヤの前日から当日にかけて、寺僧がオビシヤに深く関わっていたことがわかる。

また、それに関連して、オビシヤ当日は碑文谷八幡宮の神宮寺である別当所<sup>(26)</sup>が、オビシヤ催行の拠点として機能していた。以下に「仕様帳」から事例をあげよう。

- ① 「御当月七日朝正五ツ時、名主・年寄不残御別当所江相詰居」（三才）
- ② 「御別当所江一同二引、御規式之御高盛御膳、御神酒頂戴仕、古来之通御祝儀小うたひ三番有之」（三ウゝ四才）

③ 「御備社御吉例之後刻二至、御別当所上之座席二而法花寺様、神宮院様并御番僧方、村役人□名主三人、年寄の中五人、尤御規式羽織袴二而可席江罷出着座可仕候事」（六才ゝ六ウ）

④ 「御別当所江前月六日ニ当番分奉納者」（八才）

⑤ 「御当日七日朝六ツ時、右同所（別当所を指す―筆者注）へ当番分御供壹重、御神酒壹升、合式品納」（八才）

以上の諸事例から、別当所は、村役人や寺僧が集い、オビシヤ後の儀礼を行う場ともなっていたことがわかる。

以上のように、「仕様帳」には、寺僧や別当所など寺院関係の記述が見られる一方で、神主をはじめとした神宮に關する記述は見られない。こうしてみると、碑文谷八幡宮におけるオビシヤは仏事色が強い神事であったといえよう。

## 第二節 オビシャの特徴

本節では、碑文谷八幡宮におけるオビシャの特徴について検討したい。

## ① 弓射神事を伴わない

「仕様帳」によるかぎり、碑文谷八幡宮のオビシャでは「御法楽」が行われたのみで（表No.4）、オビシャといえ一般的にイメージされる弓射神事を伴わないことが指摘できる。<sup>(27)</sup>

現在の民俗事例ではあるけれども、関東地方における現行のオビシャの弓射神事の有無を調査した榎美香氏のもと<sup>(28)</sup>によれば、弓射神事が行われているのは、千葉県で四割、茨城県で三割強、埼玉県で二割弱であり、実際には弓射を伴わないオビシャのほうが多いことが指摘されている。オビシャすなわち弓射神事という一般的なイメージは見直されつつある。

また歴史的に見ても、関東地方では、弓射神事が行われる事例のある一方で、水谷類氏・渡部圭一氏による「オビシャ文書」の研究によれば、近世における関東地方のオビシャでは、弓射神事よりもオトウ渡しが重要視されていたことが指摘されている。つまり、前近代においても、オビシャすなわち弓射神事というわけではなかったといえる。

こうしてみれば、碑文谷八幡宮におけるオビシャも、弓射神事を伴わないオビシャの一つとして位置づけることができよう。

## ② 粃（餅粃）の取り集めが重視される

碑文谷八幡宮のオビシャでは餅粃の取り集めが重視されていた。次の二つの史料を見よう。

【史料四】（「仕様帳」二一ウ～三オ）

毎年十月中二当番方より御備社之初尾糶取集メ可申候、尤左之名前二有之候通、集メ帳仕立持参いたし、餅糶取揃可申候、此元帳ハ持あるき申間敷候、若糶出シ方ニ難渋義有之候ハ、其組之組頭江相達、其組頭立合ニ而餅糶升目通り取揃可申候、右寄糶不残取揃年内に白米ニいたし置、翌年正月六日迄大切ニ致し、当番方江預り置可申候、決而糶糶并雜穀取寄セ申間敷候事、

【史料五】〔仕様帳〕五ウ〔六オ〕

一、同六日昼後、餅白<sup>〔米カ〕</sup>□ 八斗取出シ、ときふかし可申候、尤赤小豆者壺斗二升洗い、にたて可申候、且残米有次第、外入用之差送ニ可仕候事、

一、同六日夜九ツ時分焚立、尤せいろうにて赤飯ニ仕立、酒明キ樽三樽ニ詰、御当日七日正明六ツ時二八幡宮江持出シ、惣氏子方不限男女子供等迄江古例之通引渡之可申候事、

これらの史料により、前年十月から翌年のオビシヤ当日にかけての餅糶の取り扱い方がわかる。以下にまとめておこう。

毎年十月、当番が「集メ帳」を持参して、(氏子のもとを訪れ)餅糶を取り揃える。その際、餅糶を出し渋った氏子がいた場合には、組頭にその旨を伝え、組頭立ち会いのうえ取り揃えることにする。こうして取り揃えた餅糶は年内に精米して餅米にし、オビシヤ前日の翌年六日まで当番の元で大切に預かっておく。なお、取り集めるのは餅糶であり、糶糶や雑穀は不可である(以上【史料四】)。

年明け正月六日昼後、餅米をとき蒸かし、あわせて赤小豆も煮ておく。同日夜九ツ時より、蒸籠を使いそれらで赤飯を作り、酒樽三樽に詰めておく。このようにして作った赤飯は、翌七日の正明六ツ時に碑文谷八幡宮に持ち出し、古例のとおり、男女子供の別なく惣氏子に振る舞う(以上【史料五】)。

このように、餅糰集めは前年十月から行われ、オビシャ当日の赤飯の振る舞いに向けて準備が進められていることがわかる。

なお、オビシャ当日に赤飯を振る舞うことは、「古例」とあるが、それ以後も大正時代初め頃迄は行われていたらしく、オビシャに参加した子供たちの楽しみだったという。<sup>(31)</sup>つまりオビシャ当日の赤飯の振る舞いは古来より近代にいたるまで連続と行われてきたのである。これは、弓射神事が行われていなかったことと対比的である。

こうしてみると、碑文谷八幡宮におけるオビシャとは、前年の収穫に感謝する収穫祭的な祭礼であったのではないかと推測も可能であろう。そもそも「仕様帳」の作成動機の一つが、「御備社初尾糰出シ方も甲乙二相成、殊更減少いたし」(一オ)という理由にあったのも、こうした推測を裏付けるものであろう。

### ③オトウ渡しが行われる

最近のオビシャ研究で重要視されている、神事終了後のオトウ渡し<sup>(32)</sup>が、碑文谷八幡宮でも行われていた。次の史料を見よう。

【史料六】(「仕様帳」一〇オー一〇ウ)

(前略)

一、御当日当番相済候上者、此帳面来当番方江相渡可申候、尤請取渡之上者、双方合村役所へ其旨可被相届候、

(後略)

これによれば、神事が終了し当番の役目が済んだのち、「此帳面」(「仕様帳」のことだろう)を「来当番」に渡し、その後、今年・来年の当番双方がその旨を村役所に届け出たことがわかる。ここで当番の引き継ぎを村役所まで届け出ることになっていたのは、碑文谷八幡宮が村の「惣鎮守」であるとともに、次章で述べるように、碑文谷村が相給

村落であり、当番を輩出する地縁的集団である根柄が領主横断的であったからであろう。そのため、オトウ渡しが氏子のみで完結せず、村役人への届け出も必要とされたのではないかと思われる。<sup>(33)</sup>

以上の諸点を踏まえれば、碑文谷八幡宮のオビシヤも、近年研究が進んでいる関東地方におけるオビシヤと同様の特徴を持っていたといえよう。

### 第三節 「仕様帳」の機能

「仕様帳」は、冒頭に記されているように、碑文谷八幡宮のオビシヤの規式としての機能を持っていることはいうまでもない。しかし機能はそれだけではなかった。本節ではその点について検討しよう。まず次の史料から見よう。

#### 【史料七】（「仕様帳」四ウ）

（前略）

一、明年正月四日二至、当番方寄合いたし、右御備社相談相調、入用物此帳面之通買調、夫々二働方役割を極め、間違等無之様可仕候事、

（後略）

史料の傍線部に注目すると、オビシヤにかかる入用物は此帳面（＝「仕様帳」）の通りに買い調えるようにとある。実際、「仕様帳」の九オから一〇オには、「入用之品覚」として物品名とその数量が書き上げられている。これは、オビシヤの必要物品リストということができよう。

そもそも、【表一】を見れば明らかのように、「仕様帳」には、オビシヤの準備から催行にいたるまでの具体的な日時やその際にやるべきこと、オビシヤ後の法華寺僧への振る舞いに際しての席次や膳の出し方までもが記されている。

こうしてみれば、「仕様帳」はオビシヤのマニュアルとしての機能を合わせ持っていたといえるであろう。

次に、前掲【史料四】の次の部分を見よう。

毎年十月中二当番方より御備社之初尾糶取集メ可申候、尤左之名前二有之候通、集メ帳仕立持参いたし、餅糶取  
揃可申候、此元帳ハ持あるき中間敷候、

(後略)

ここから、毎年十月の初尾糶の取り集めに際し、「仕様帳」に記載される名前をもとに「集メ帳」を別に仕立て、それを持参して餅糶を取り揃えたということがわかる。つまり「仕様帳」は「集メ帳」の「元帳」すなわち原簿となっていたといえる。「元帳」である仕様帳を持ち歩いてはならないと定められているのもそれゆえであろう。

なお、「仕様帳」を元にした「集メ帳」は現存しないが、実際に糶を取り集める際に使用されたと思われる帳簿は「糶集メ帳」として数点現存する。<sup>34</sup> そのうちの一点を見ると、表紙には「天保十四卯年／八幡宮御備社糶集メ帳／十一月吉日 本郷当番中」とあり、オビシヤの当番である本郷根柄が所持していたものであることがわかる。

そして内容を見ると、村内に六つある根柄ごとに、人名・糶の分量が一つ書きで記されている。そして人名の上には○印が付されている場合とそうでない場合とがある。このことから、「集メ帳」を作成する際、人名とその者が納めるべき糶の分量はあらかじめ決められており、実際に納めた者には○印を付け、納めていない者には付けなかったものと考えられる。なお納めない者には、第二節②で述べたように、組頭立合いのもとで取り揃えさせたのである。

すなわち「仕様帳」は、碑文谷八幡宮のオビシヤにおいて重視された糶の取り集めを行う際の帳簿である、「集メ帳」を作成するうえでの原簿としての機能をも合わせ持っていたのである。

以上から、「仕様帳」はオビシヤを催行するうえで必要な様々な機能を合わせ持っていたことがわかる。また、規式としても、第一章第一節で指摘したように、惣氏子が熟談して改定し、一同が治定したがゆえに「向後急度相守違変仕間敷」とされ、厳格なものと位置づけられていた。

このように様々な機能を合わせ持っていたがゆえに、中身の抜き取りや差し替えがされないよう、「仕様帳」は綴じ方も厳重であった。すなわち、上下二か所を仮綴し、表紙の綴じ部分にはさらに上から紙片を貼り付け、上中下三か所に印を施している。現在の契約書類の契印に通じる厳重さであるが、それはすなわち、「仕様帳」が碑文谷八幡宮の惣氏子にとってきわめて大事なものと認識されていた証左といえるだろう。前述した、「仕様帳」を持ち歩いてはならないとする背景には、こうした認識もあるのではないだろうか。

以上本章では、「仕様帳」の内容から、碑文谷八幡宮のオビシヤの実態と特徴について検討し、あわせて「仕様帳」の機能についても考察した。その結果、碑文谷八幡宮のオビシヤは仏事色の強い神事であったこと、弓射神事を伴わず、糶の取り集めやオトウ渡しが重視されるなど、近年研究が進んでいる関東地方におけるオビシヤと同様の特徴を持っていたこと、そして「仕様帳」は、規式としての本来の機能のほかに、オビシヤのマニュアルとしての機能、糶の取り集めで使用される「集メ帳」の原簿としての機能も合わせ持ち、それがゆえに碑文谷八幡宮の惣氏子にとつてきわめて大事なものと認識されていたことが明らかとなった。

### 第三章 オビシヤを支えた祭祀組織―根柄について―

すでにしばしば述べている根柄とは、現在の目黒区のうち、旧碑文谷村および旧衾村において見られた地縁的集団

の名称である。旧碑文谷村では、「仕様帳」に「六ヶ所根柄」とあるように、「本郷」「根(子)之上(神)」「原」「向原・池上」「門前」「三谷」と六つあり、<sup>(35)</sup>「本郷根」「原根」などのように〇〇根とも称される。<sup>(36)</sup>また、「仕様帳」(一オ)で、オビシヤの当番を順番に務めるよう規定されているように、根柄はオビシヤを催行する祭祀組織でもあった。<sup>(37)</sup>根柄の起源については明らかでないものの、一説には中世の地域的まとまりの残存とも考えられている。<sup>(38)</sup>それゆえ、第一章第二節で見たように、近世の相給村落下においても、時として中世以来の地域的まとまりを尊重しようとする動きが出てくるのではないか。

そこで本章では、根柄と相給村落との関係性に留意しながら、根柄とはどのような性格を持つ地縁的集団であったのか、また相給村落である碑文谷村<sup>(39)</sup>における根柄の位置づけとはどのようなものか、そしてオビシヤの催行に際して実際に根柄がどのように機能したのかについて検討したい。

### 第一節 根柄の性格について

本節では、根柄がどのような性格を持つ地縁的集団であったのかを検討しよう。

#### 【史料八】<sup>(40)</sup>

覚

当村別当所家根替村中寄附

一、金巻分卜四貫三百十六文 三谷

一、銭五貫八百文 向原

一、銭三貫式百文 門前拝

一、銭式貫文 池上

一、錢四貫文

原根合

一、四貫弍百文

□四郎  
根ノ神合

一、金弍分ト三貫四拾八文

本郷合

為金  
惣ノ金四兩弍分壹朱三百十文

中合

(後略)

これは、碑文谷八幡宮別当所の屋根葺き替えに際し、碑文谷村から奉納された寄附金の書上である。ここから、三谷から本郷まで、それぞれの根柄ごとのまとまりで寄附金を奉納していることがわかる。金銭の奉納に際しても根柄という地縁的集団で行動していたのである。

また、【史料三】で見たように、根柄は自主的に根柄内の規約を取り決めていた。ということはすなわち、根柄内で何か問題が生じた際は、根柄自身で解決していこうとするのではないか。その点を検討するうえで次の史料は重要である。

【史料九】<sup>(41)</sup> (作成者下のカッコ書きは、「仕様帳」に見える各人の所属領を示すもので筆者による。なお該当者がい

ない場合は記入していない)

入置申一札之事

一、当村方之儀者三領入会之村ニ而、惣鎮守八幡宮両度之御祭礼之儀者家数多御座候間、根柄順番ニ当番仕来り候処、私共根柄相当候処、当番方之内ニ而御霊屋支配者合御三給村役人中様江理不尽狼藉之始末有之、其上別当・神宮院様江理不尽狼藉之始末有之、①当番之者右ヲ一同見捨置候段、脇押徒党之始末ニ而、何共申訳茂無御座候、然ル処、当御支配合御出役様御廻村被遊御呼出シ之上追々御吟味御座候処、親類組合之者共引

合御吟味ニ<sup>(相成)</sup>□□、無申談手鎖宿預ケニ而難法当惑仕候間、諸親類組合之者共、今回前非後悔仕候間、②根柄一統御三給村役人衆中様江取すかり申歎御詫御願申上候、尚又法花寺様并神宮院様江宜敷御取<sup>(斗)</sup>□御願申上候、御聞濟之上御吟味御下ケ<sup>(三)</sup>□相成候上者、御法度筋之儀者不及申ニ、兩度<sup>(之)</sup>□神事村並仕来り候儀者勿論、不寄何儀ニ相茂れ申間敷<sup>(候)</sup>□、此上惣事出来申候上者何様ニ茂御取斗可被成候、<sup>(其御)</sup>□□一言之異議申間敷<sup>(候)</sup>□、為後年根柄一統連印仕、詫言一札入置<sup>(申)</sup>□候処仍如件、

文政十二年九月廿日

御靈屋料碑文谷村

百姓<sup>(源)</sup>□兵衛親類組合

親類

善四郎<sup>(印)</sup>

同

又右衛門<sup>(印)</sup> (御靈屋領)

同

八右衛門<sup>(印)</sup> (御靈屋領)

組合

市三郎<sup>(印)</sup> (御靈屋領)

同

与市<sup>(印)</sup> (御靈屋領)

同

初<sup>五</sup>□郎<sup>印</sup>

同

五郎兵衛<sup>印</sup> (御靈屋領)

私領他親類

金藏<sup>印</sup> (私領)

同

安<sup>〔兵衛〕</sup>□□<sup>印</sup>

同

金右衛門<sup>印</sup> (私領)

同

文四左衛門<sup>印</sup>

根柄一同

同

李右衛門<sup>印</sup> (私領)

同

庄之助<sup>印</sup> (私領)

同

伝左衛門<sup>印</sup> (私領)

同

九兵衛<sup>㊦</sup>（私領）

同

清左衛門<sup>㊦</sup>（私領）

同

友右衛門<sup>㊦</sup>（私領）

同

弥五左衛門<sup>㊦</sup>（私領）

同

文蔵<sup>㊦</sup>（私領）

同

与右衛門<sup>㊦</sup>（私領）

同

弥兵衛<sup>㊦</sup>（私領）

同

伊左衛門<sup>㊦</sup>（私領）

同

熊次郎<sup>㊦</sup>（私領）

## 当村

## 御三給御役人衆中様

(後略)

これは、八月十五日の碑文谷八幡宮祭祀において、根柄の構成員が起こした村役人らへの狼藉に対する根柄一統による詫状である。史料中に度々「根柄」と見えるが、史料の作成者と後掲【表二】に見える人名との一致から、ここという根柄とは「子之神」を指す。

また、作成者は「百姓□兵衛親類組合」「私領他親類」「根柄一同」の三グループに分かれているが、これは狼藉の当事者である百姓源兵衛（作成者部分の冒頭部から源兵衛による狼藉とわかる）との関係性を示したものにすぎず、本文の最後に「根柄一統連印」とあるように、作成者すべてが子之神根柄であることは明らかである。

さて、史料によればことの顛末はこうである。すなわち、子之神根柄が当番になつた際、子之神根柄のうち増上寺御霊屋領支配に属する百姓源兵衛が村役人らに狼藉を働いた。その際当番である他の子之神根柄の者たちは何も対処しなかった。そのため、増上寺より出役が碑文谷村を廻村し、子之神根柄の者たちを呼び出して順々に吟味していたところ、源兵衛の親類組合の者たちが呼び出され、弁明もなく手鎖宿預けに処されてしまった。そこで根柄一統は御三給村役人衆中にお詫び申し上げ、法華寺や神宮院にも取り計らってくれるようお願いした結果、処罰が許された。今後は神事をきちんと務めることはもちろん、何か起こった際のお取り計らいにも異議を申し上げることはない旨を述べ、後年のために根柄一統が連印している。

さて、この一件から注目したいのは次の二点である。第一は傍線部①で、源兵衛による御三給村役人らに対する狼藉に対し、当番である他の子之神根柄の者たちは、それを止めることもなく、「一同見捨置」いたということであ

る。これはそのあとに根柄一統自らが「脇押徒党之始末」と表現しているように、狼藉を働いた源兵衛の同類と見なされる行為であった。つまりここからは、根柄の百姓たちにとっては、相給村落下における各領分の支配関係よりも根柄としてのまとまりが重視されていたことを看取できる。

第二は傍線部②で、狼藉を働いたのは子之神根柄のうちの増上寺御霊屋領に属する源兵衛であったにもかかわらず、根柄一統の文言からわかるように、この件についての訛言は増上寺御霊屋領分だけではなく、私領（旗本神谷氏領）の者たちも加わっていることである。<sup>(42)</sup>なお、根柄一統が作成者すべてを指すことは前述したとおりである。

したがって、この一件からは、相給村落下における各領分の支配関係よりも根柄としてのまとまりが重視されていたこと、それゆえ根柄のメンバーが外部との不祥事を起こした際には、相給村落下における各領分の枠組みをこえて、根柄が自立的にその解決に向けて一致して行動していたということがわかる。【史料三】で見た根柄内における共同体規制の側面と、両者はまさに自立性で表裏の関係にあったといえよう。またここからは、根柄という地縁的つながりがいかに強固であったかをうかがい知ることもできよう。

以上、根柄は、地縁的かつ自立的集団という性格を持ち、相給村落下における各領分の支配関係よりも、根柄としてのまとまりを重視していたといえよう。

## 第二節 オビシャにおける相給村落と根柄との関係性

前節では、根柄は問題解決のために、相給村落下における各領分の枠組をこえて地縁的かつ自立的集団として行動していたことを見た。では、各領分の枠組をこえるということは、オビシャという祭礼においても見られるのだろうか。本節ではこの点について検討する。

オビシャが催行された碑文谷八幡宮は碑文谷村惣鎮守であるから、村内の氏子が参集するわけであるが、その際各

領分ごとの枠組みと根柄との関係はどのようであろうか。

この点の検討については、「仕様帳」の十一丁オから二十五丁ウにわたる人名の書き上げが格好の素材となる。この部分を見ると、各領分ごとに根柄が書き上げられ、それぞれの根柄はさらに組に細分されている。さらに各組は組頭とその他で構成され、それぞれ一人ずつ、奉納した糶の量と名前が書き上げられている。参考までに一部分を示そう。

【史料一〇】

(前略)

私領本郷

一、糶式升

■  
■  
組頭  
三重郎

一、同断

喜三郎

一、同断

喜右衛門

一、同断

組頭  
忠蔵

一、同巻升

半次郎

一、同断

佐右衛門

メ巻斗

(中略)

私領三谷

組頭

一、 糶壺升 儀右衛門

一、 同式升 金蔵

一、 同断 七右衛門

一、 同断 兼松

一、 同壺升 半之丞

一、 同断 与兵衛

一、 同断 惣次郎

一、 同断 〇岡右衛門

(中略)

御霊屋料本郷

組頭

一、 糶式升 小左衛門

一、 同断 惣右衛門

一、 同断 長左衛門

一、 同断 小右衛門

一、 同壺升 兼五郎

一、 同断 松五郎

一、 同断 市太郎

(中略)

## 御霊屋料三谷

組頭

一、 靱沓升 太右衛門

一、 同断 林蔵

一、 同式升 助左衛門

一、 同断 伊三郎

一、 同断 孫次郎

一、 同断 浅次郎

一、 同断 メ沓斗式升 文五郎

(後略)

以上は本郷と三谷の一部分であるが、それぞれの根柄が「私領」(旗本神谷氏領)、「御霊屋料」(増上寺御霊屋領)に分けられていることがわかる。つまり、「仕様帳」では、氏は根柄ごとではなく、各領分ごとにまとめて書き上げられているのである。

では、オビシヤの催行に際しては、根柄は地縁的かつ自立的集団として行動し得なかったであろうか。この点について検討するうえで注目すべきは、前掲【史料四】の「尤左之名前二有之候通、集メ帳仕立持参いたし、餅靱取揃可申候、此元帳ハ持あるき申間敷候」との記述である。すなわち前述したように、「仕様帳」は「集メ帳」の原簿になつたのであるから、その元になつた部分こそ、【史料一〇】にあげた人名の書き上げ(「尤左之名前二有之候通」と考えられる。

第二章第三節で述べたように、「集メ帳」の記載は、根柄ごとに書き上げられ、糺を納めた者には○印が付けられていることから、実際に根柄ごとに糺の取り集めが行われていたことがわかる。したがって、「仕様帳」の人名と「集メ帳」のそれとを比較し、両者が一致すれば、「仕様帳」では各領分ごとに分けられている根柄は、実際の糺集めに際しては各領分の枠組ではなく、地縁的かつ自立的集団として行動していたということになるだろう。

そこで比較対象として、天保十四年（一八四三）十一月吉日作成の「八幡宮御備社糺集メ帳」<sup>(43)</sup>を利用したい。「仕様帳」（文政十三年（一八三〇）作成）と年代は若干ズレるものの、わずか十三年後であるから、いまだ同世代の人物が氏子として活動していたものと思われる。

さて、両者を比較したものが【表二】である。なお、表の「集メ帳」項目にある「No」は、「集メ帳」記載の各根柄内で何番目に表記されているかを示したものである。

【表二】を見ると、「仕様帳」に記載された人名一八七人のうち、一四六人が一致し、割合は七八%にのぼる。なお、人名の重複と思われるのは、「三之介（助）」（「集メ帳」では「参之助」に該当か）一名のみであるから、一致率は高いものといえよう。

以上の両者の比較検討から、オビシャにおいても根柄は、「仕様帳」では各領分ごとに分けられて記載されているものの、実際には各領分ごとの枠組みをこえて、前節で明らかにしたのと同様に、地縁的かつ自立的集団として行動していたものといえよう。そして、碑文谷八幡宮のオビシャでは糺の取り集めが重視されていたわけであるから、オビシャは、根柄が祭祀組織として支えていたからこそ催行されていたものといえよう。

【表2】「仕様帳」と「集メ帳」との人名比較

No.	仕様帳	集メ帳
1	三重郎	三重郎（本郷No5）
2	喜三郎	喜三郎（本郷No8）
3	喜右衛門	喜右衛門（本郷No7）
4	<u>忠蔵</u>	忠蔵（本郷No11）
5	半次郎	半次郎（本郷No6）
6	佐右衛門	佐右衛門（本郷No10）
7	<u>嘉右衛門</u>	嘉右衛門（本郷No44）
8	藤右衛門	藤右衛門（本郷No35）
9	七右衛門	七右衛門（本郷No36）
10	次郎左衛門	次郎左衛門（本郷No37）
11	九郎兵衛	なし
12	弥右衛門	弥右衛門（本郷No39）
13	久五郎	久五郎（本郷No26）
14	<u>善次郎</u>	善次郎（本郷No27）
15	幸七	幸七（本郷No22）
16	亀右衛門	亀右衛門（本郷No33）
17	文右衛門	文右衛門（本郷No30）
18	忠右衛門	忠右衛門（本郷No23）
19	甚兵衛	甚兵衛（本郷No24）
20	<u>弥五右衛門</u>	弥五右衛門（本郷No13）
21	惣三郎	惣三郎（本郷No43）
22	半左衛門	半左衛門（本郷No14）
23	源之丞	源之丞（本郷No15）
24	次右衛門	なし
25	仁右衛門	仁右衛門（本郷No17）
26	<u>儀右衛門</u>	儀右衛門（三谷カNo27）
27	金蔵	金蔵（三谷カNo13）
28	七右衛門	七右衛門（三谷カNo28）
29	兼松	なし
30	半之丞	半之丞（三谷カNo15）
31	与兵衛	与兵衛（三谷カNo24）
32	惣次郎	惣次郎（三谷カNo29）
33	岡右衛門	なし

31 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤについて

34	<u>次右衛門</u>	なし
35	与七	与七 (三谷カNo5)
36	紋右衛門	紋右衛門 (三谷カNo4)
37	金次郎	金次郎 (三谷カNo14)
38	幸次郎	幸次郎 (三谷カNo23)
39	元右衛門	元右衛門 (三谷カNo20)
40	卯之介	なし
41	佐五右衛門	佐五右衛門 (三谷カNo3)
42	弥右衛門	弥右衛門 (三谷カNo18)
43	甚五郎	なし
44	文左衛門	なし
45	<u>金蔵</u>	金蔵 (子之神No10)
46	九兵衛	九兵衛 (子之神No6)
47	金右衛門	金右衛門 (子之神No12)
48	与四左衛門	なし
49	庄之助	庄之助 (子之神No13)
50	伝左衛門	伝左衛門 (子之神No18)
51	奎右衛門	なし
52	<u>清左衛門</u>	清左衛門 (子之神No4)
53	弥五左衛門	なし
54	文蔵	文蔵 (子之神No3)
55	弥兵衛	弥兵衛 (子之神No11)
56	友右衛門	なし
57	熊次郎	熊次郎 (子之神No2)
58	与右衛門	与右衛門 (子之神No16)
59	伊左衛門	なし
60	<u>小右衛門</u>	小右衛門 (原No1)
61	清右衛門	清右衛門 (原No3)
62	乙次郎	なし
63	孫次郎	孫次郎 (原No13)
64	権次郎	なし
65	甚八	なし
66	市右衛門	なし
67	<u>九左衛門</u>	九左衛門 (原No4)
68	弥五郎	弥五郎 (原No9)

69	兵右衛門	兵右衛門 (原No.19)
70	伝左衛門	伝左衛門 (原No.11)
71	定右衛門	定右衛門 (原No.20)
72	<u>清次郎</u>	清次郎 (向原No.10)
73	甚五郎	甚五郎 (向原No.11)
74	市左衛門	市左衛門 (向原No.12)
75	次左衛門	なし
76	三之介	参之助ヵ (向原No.14)
77	庄八	庄八 (向原No.15)
78	清右衛門	なし
79	<u>三左衛門</u>	三左衛門 (向原No.1)
80	金五郎	金五郎 (向原No.3)
81	五郎右衛門	なし
82	弥七	弥七 (向原No.2)
83	子之吉	子之吉 (向原No.4)
84	源右衛門	源右衛門 (向原No.18)
85	五郎兵衛	五郎兵衛 (向原No.30)
86	甚左衛門	甚左衛門 (向原No.29)
87	<u>伊右衛門</u>	伊右衛門 (向原No.20)
88	彦四郎	彦四郎 (向原No.19)
89	弥治右衛門	弥次右衛門 (向原No.22)
90	市郎右衛門	市郎右衛門 (向原No.24)
91	金蔵	金蔵 (向原No.25)
92	留次郎	留次郎 (向原No.26)
93	薦次郎	なし
94	<u>重四郎</u>	重四郎 (池之上No.1)
95	惣右衛門	惣右衛門 (池之上No.2)
96	政右衛門	政右衛門 (池之上No.3)
97	條右衛門	條右衛門 (池之上No.4)
98	甚右衛門	甚右衛門 (池之上No.9)
99	兼吉	なし
100	兵左衛門 (名主)	/
101	久左衛門 (年寄)	
102	伝右衛門 (年寄)	
103	半兵衛 (年寄)	

33 近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤについて

104	重右衛門 (年寄)	/
105	安兵衛 (年寄)	
106	四郎左衛門 (百姓代)	
107	<u>小左衛門</u>	小左衛門 (本郷No.38)
108	惣右衛門	惣右衛門 (本郷No.41)
109	長左衛門	長左衛門 (本郷No.40)
110	小右衛門	なし
111	兼五郎	兼五郎 (本郷No.32)
112	松五郎	松五郎 (本郷No.18)
113	市太郎	市太郎 (本郷No.31)
114	<u>勝右衛門</u>	勝右衛門 (本郷No.20)
115	作左衛門	作右衛門カ (本郷No.21)
116	庄吉	庄吉 (本郷No.4)
117	吉左衛門	吉左衛門 (本郷No.3)
118	庄右衛門	なし
119	吉五郎	吉五郎 (本郷No.25)
120	忠次郎	なし
121	<u>九兵衛</u>	九兵衛 (本郷No.1)
122	喜兵衛	喜兵衛 (三谷カ No.30)
123	伝之丞	伝之丞 (三谷カ No.2)
124	長四郎	長四郎 (三谷カ No.32)
125	次郎右衛門	治郎右衛門カ (三谷カ No.31)
126	浅右衛門	浅右衛門 (本郷No.2)
127	長右衛門	長右衛門 (三谷カ No.6)
128	<u>太右衛門</u>	太右衛門 (三谷カ No.22)
129	林蔵	林蔵 (三谷カ No.9)
130	助左衛門	なし
131	伊三郎	伊三郎 (三谷カ No.17)
132	孫次郎	なし
133	浅次郎	浅次郎 (三谷カ No.10)
134	文五郎	なし
135	又右衛門	又右衛門 (子之神No.7)
136	八右衛門	又右衛門 (子之神No.20)
137	与市	与市 (子之神No.19)
138	五郎兵衛	五郎兵衛 (子之神No.9)

139	源兵衛	なし
140	庄次郎	なし
141	<u>市三郎</u>	市三郎（子之神No.17）
142	<u>安右衛門</u>	安右衛門（原No.8）
143	仙太郎	仙太郎（原No.7）
144	金蔵	なし
145	三之助	三之助（原No.5）
146	<u>万吉</u>	万吉（原No.16）
147	金六	金六（原No.14）
148	佐五平	佐五平（原No.17）
149	忠兵衛	忠兵衛（原No.12）
150	儀右衛門	なし
151	<u>三之助</u>	参之助カ（向原No.14）
152	勘六	勘六（向原No.27）
153	亀右衛門	亀右衛門（向原No.28）
154	伝八	なし
155	伝蔵	伝蔵（向原No.5）
156	惣次郎	惣次郎（向原No.6）
157	亀次郎	なし
158	杢右衛門	杢右衛門（向原No.7）
159	<u>佐次右衛門</u>	佐次右衛門（池之上No.7）
160	権四郎	なし
161	定四郎	定四郎（池之上No.6）
162	藤四郎	藤四郎（池之上No.5）
163	小三郎	小三郎（池之上No.10）
164	徳次郎（名主代）	/
165	甚之丞（年寄）	
166	又左衛門（百姓代）	
167	伝左衛門（名主）	なし
168	伊左衛門	伊左衛門（門前No.2）
169	久左衛門	久左衛門（門前No.3）
170	忠助	忠助（門前No.4）
171	小七	小七（門前No.5）
172	清蔵	清蔵（門前No.6）
173	小兵衛	小兵衛（門前No.7）

174	喜兵衛	喜兵衛 (門前No.8)
175	長左衛門	長左衛門 (門前No.9)
176	伊兵衛	伊兵衛 (門前No.10)
177	林蔵	林蔵 (門前No.11)
178	平七	なし
179	安右衛門	安右衛門 (門前No.13)
180	安五郎	安五郎 (門前No.15)
181	重次郎	重次郎 (門前No.14)
182	清右衛門	清右衛門 (門前No.16)
183	権左衛門	権左衛門 (門前No.17)
184	弥助	弥助 (門前No.19)
185	彦次郎	なし
186	藤七	なし
187	長次郎	なし

- ・左欄には「仕様帳」11オ～25ウに記載された人名を組ごとに分けて記載し、右欄にはその同一人物と思われる「集メ帳」の人名を記載した。
- ・組頭の人名には下線を引いてある。ただし、門前根柄には組頭を示す印がない。そのため組分けも不明である。
- ・「仕様帳」の人名が属する根柄は省略したが、「集メ帳」の根柄がそれぞれ対応している。
- ・兵左衛門～四郎左衛門、徳次郎～又左衛門、伝左衛門は村役人として記載されている。そのためか「集メ帳」には同一人物の記載がない。
- ・「仕様帳」には「三之介」(No.76)、「三之助」(No.151)と同音の人名が見える。しかし二人とも根柄は向原なので、重複記載の可能性はある。

### 第三節 オビシヤの催行における根柄の機能

では、根柄はオビシヤの催行に際し、実際どのように機能していたのであろうか。本節ではこの点について検討していこう。

すでに度々述べているように、オビシヤおよび八月十五日の碑文谷八幡宮祭礼において、六ヶ所の根柄は古来より順送りに当番を務めており、その理由として、家数が多いゆえとされる（【史料九】）。実際、天保十四年（一八四三）当時の根柄ごとの軒数を見ると、本郷44軒、子之神20軒、原21軒、向原・池之上38軒、門前18軒、三谷33軒の家数があった。<sup>(4)</sup>

これら多数の家々は、オビシヤに際しては、根柄内において各家が組にまとめられ、さらに各組には組頭が置かれ、各組は組頭の統率下にあつたことが、オビシヤ前年の十月の糶集めに際し、「若糶出シ方ニ難渋義有之候ハ、其組之組頭江相達、其組頭立合ニ而餅糶升目通り取揃可申候」（【史料四】）とあることからわかる。つまり、オビシヤに際し、根柄内では、各家が「組頭一組」に編成されていたのである。

また、このように根柄内の各家が「組頭一組」として編成されるというのは、【史料三】の本郷根柄の規約に「組」が見えることからうかがえるように（「野山荒シ致候者見付候節者、其組相除可申候事」、日常的なものであつたと考えられる。してみると、仮に【史料四】にある組頭立合いのもとの糶集めにも難渋の態度を示した場合、【史料三】の「其組相除可申候事」と同様に、組を排除されるのであろう。これは自立性と表裏の関係にある共同体規制といえよう。しかしだからこそ、【史料四】に見える組頭立合いの糶集めは有効に機能し得たと考えられる。

さて、当番になった根柄では、正月四日に「当番方寄合」を行い、必要物品を買い整え、オビシヤ当日の役割分担を決めることとなつていた（「仕様帳」四ウ）。さらにオビシヤ前日の六日には、碑文谷八幡宮から大門通りまでの参

道の掃除、幟立て、必要な道具を集めて整えておく仕事などを務めるが、人手が必要な場合には「当番方惣出」（「仕様帳」五オ）で準備にあたった。このように、当番となった根柄では氏子惣出での仕事となったのである。

しかしその一方で、「当番頭兩人」（「仕様帳」五オ・一〇オ）とあるように、当番頭が二人存在し、法華寺や神宮院の迎えやオビシヤ後の礼銭の奉納などを行っている。

こうしてみれば、当番となった根柄では、当番方の合議に基づきながらも当番頭二人が統率して当番を務めていたものと考えられよう。

以上本章では、オビシヤを支えた祭祀組織である根柄について検討してきた。その結果、根柄は地縁的かつ自立的集団という性格を持ち、相給村落下における各領分の支配関係よりも根柄としてのまとまりを重視していたこと、それゆえ、相給村落のもとで制度上は各領主ごとに分けられていても、実態としては、平時・祭礼時ともに各領分の枠組をこえて行動していたこと、そして各根柄内は日常的に複数の「組頭―組」に編成されていたことが明らかとなった。

また、オビシヤの当番となった根柄では、当番頭二人が当番方の合議に基づき統率し、当番の務めを果たしたが、何か問題が生じた場合には、各根柄内における「組頭―組」の編成が有効に機能したのである。

### おわりに

以上本稿では、「仕様帳」を素材に、近世後期における碑文谷八幡宮のオビシヤについて検討した。その結果をまとめると以下のとおりである。

第一に、碑文谷八幡宮のオビシヤは、文政期から天保期にかけての根柄のまとまりの乱れや、それによる村方の弛緩に伴い、糶集めも滞るような状態に陥っていた。しかし、オビシヤは碑文谷八幡宮での小祭であったがため、古態に復す規式を制定して対処した。その規式こそ「仕様帳」であった。

第二に、オビシヤは神事でありながらも、神官らの参加は見られず、寺僧と氏子によって催行される仏事色の強い神事であった。そして特徴として、弓射神事が行われず、糶の取り集めやオトウ渡しが重視されていた。また「仕様帳」は、規式としてばかりでなく、オビシヤのマニュアルとしての機能、またオビシヤで重視される糶の取り集めに際して使用される「集メ帳」の原簿としての機能も合わせ持っていた。そのため碑文谷八幡宮の惣氏子にとってはきわめて大事なものとして認識されていた。

第三に、オビシヤを支えた祭祀組織である根柄は、平時から地縁的かつ自立的集団という性格を持ち、根柄としてのまとまりを重視し、相給村落下における各領分の枠組みをこえて行動していた。それは時として、相給村落下における各領分の支配関係を脅かすこともあった。また根柄内の各家は日常的に「組頭―組」に編成され、何か問題を起せば組から排除されるという共同体規制が働いていた。そしてオビシヤの催行に際しては、当番となった根柄では、当番方の合議に基づき、当番頭二人が統率して当番を務めた。また、問題が生じた際には「組頭―組」の編成が共同体規制として有効に機能した。

さて、では本稿で明らかにしたことを現行のオビシヤと比較してみた場合、どのようなことが言えるのであろうか。最後にこの点について触れておきたい。

本稿で指摘した、弓射神事が行われず、むしろオトウ渡しが重視されていたという特徴は、現行の民俗事例で指摘されているオビシヤの特徴と同様であることから、近年のオビシヤ研究で提起されている、オビシヤすなわち弓射神

事というイメージの見直しは、歴史的にも裏付けられるものといえる。さらに「仕様帳」に記された規式は古態のオビシヤに復したものであることから、弓射神事が行われていなかったということは時代的にさらに遡るものと考えられよう。こうしてみれば、民俗学のオビシヤ研究でしばしば言及される、かつては弓射神事が行われていたもの時代の変遷の中で廃れてしまったという見解<sup>(46)</sup>は、再考を要するものといえるだろう。

このように、民俗学が指摘した現行の民俗事例を歴史的に跡づける、逆に歴史的なものを現行の民俗事例に位置づけるといった、歴史学・民俗学の双方向的な研究が、今後のオビシヤ研究においては望まれるところであろう。

そしてそのためには、オビシヤを具体的に分析できる史料が求められる。本稿の検討も「仕様帳」の存在に負うところが大きい。渡部圭一氏はオビシヤ関連史料について、「各地の地域博物館の収蔵庫に眠っているものも少なくないはずだ<sup>(46)</sup>」と指摘するが、「仕様帳」はまさしく、オビシヤが行われた碑文谷八幡宮ではなく、碑文谷村の旗本神谷氏領の名主である角田家に伝来した文書群に含まれていたものであり、その文書群も現在は目黒区めぐろ歴史資料館の所蔵となっている。このように、今後も博物館などの既知の史料群の中からオビシヤ関連史料が発見される可能性は少なくないだろう。

### 註

- (1) オビシヤは史料上、御歩射・御奉射・御備社など様々な字があてられるが、本稿では史料名として引用するほかはオビシヤと表記する。
- (2) 民俗学におけるオビシヤ研究の研究動向や論点については、阿南透「オビシヤ研究史」(『野田市史研究』九、一九九八年)に詳しい。またそれ以降の研究については、註(7)(9)(11)(28)所載の参考文献を参照されたい。

- (3) 豊田武「中世に於ける神社の祭祀組織について」(『宗教制度史』豊田武著作集 第五卷、吉川弘文館、一九八二年、初出一九四二年)、二木謙一「室町幕府の的始」(『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七一年)、中澤克昭「村の弓矢神事―在地社会と武芸(二)―」(『中世の武力と城郭』吉川弘文館、一九九九年)、藪部寿樹「宮座儀礼における歩射儀礼―結鎮・百手・オビシヤ―」(『米沢史学』三三、二〇一七年)。なお、中澤論文は、現行のオビシヤ行事から中世の在地領主による弓矢神事に迫ったものであり、本稿とは直接関わらないものの注目される内容である。
- (4) 仁科義典「近世祭祀組織の展開―神奈川県高座郡田名村(現在相模原市の内)―」(『社会と伝承』八一三、一九六三年)。
- (5) 堀井陽一「オビシヤ―千葉県印旛郡安食町字酒直―」(『民間伝承』九―二、一九四三年)、吉田優「(史料紹介)宮久保村の所願寺オビシヤ文書」(『市立市川歴史博物館年報』昭和六二年度 一九八八年)、平田満男「羽賀に残る関係資料について」(『稲敷市立歴史民俗資料館館報』一一、二〇一七年)。
- (6) 前掲註(2)、一四八頁。
- (7) 市川市史編さん民俗部会オビシヤ調査グループ編『市川のオビシヤとオビシヤ文書』(市川市、二〇一六年)、水谷類「祭りのはじまり 村の歴史―オビシヤ文書の発見と課題―」(『千葉史学』七一、二〇一七年)。
- (8) 金子祥之「オビシヤで祀られる『御日記』―栄町酒直のオビシヤ儀礼と文書―」(『千葉史学』七〇、二〇一七年)。
- (9) 岩田書院、二〇一八年。
- (10) 展示担当は榎美香氏。会期は令和元年(二〇一九)一〇月四日―二月一日。
- (11) 特に同書所収の水谷類「ムラとクミ」、同「オビシヤ」、渡部圭一「村落寺院の展開」。
- (12) ただし、前述した仁科氏の研究(前掲註(4))や、渡部圭一氏の史料改題(『相模原市「田名の的祭」の祭礼人数帳』)によるかぎり、田名八幡宮のオビシヤ関連史料には、神事内容なども記載されているようである。なお、前掲註「9」によるかぎり、田名八幡宮のオビシヤ関連史料には、神事内容なども記載されているが、『相模原市史』同宮のオビシヤ関連史料の一部「鎮守祭礼人数帳」(宝暦十三年(一七六三))はすでに活字化されているが、『相模原市史』第五卷 中世・近世資料集(相模原市役所、初版一九六五年、再版一九七七年)四五五―四六一頁)、その内容を見ると、①人名の書き上げ、②座配図、③米・糶の徴収先の名および分量、④的踏当日の献立、⑤オビシヤ当日の献立、⑥人用品の書き上げ、⑦的の図および米集めて使用する杵の図などが記されているものの、具体的な神事内容までは記されていない。

い。

(13) 前掲註(9)では、埼玉県越谷市新川町の越巻稲荷神社、東京都板橋区小茂根の茂呂稲荷神社、神奈川県相模原市中央区田名の田名八幡宮のオビシヤ関係史料についても紹介されている。ただし他にも、多摩川流域の大田区、川崎市ではいまでもオビシヤが行われており、同地域における史料の所在調査も今後行われるべきだろう。なお、同地域のオビシヤについては、長島保「多摩川筋の歩射行事」(『史誌』三、一九七五年)、坂本要「歩射行事」(『大田区の文化財』第二五集 郷土芸能、一九七九年)、同「歩射行事」(『大田区史』資料編 民俗、一九八三年)、山本たか子「六郷神社の流鏑馬」(『大田区の文化財』第四一集 大田区の祭り・行事、民俗芸能調査集録、二〇一六年)、中村亮雄「中丸子のオビシヤについて」(『川崎市文化財調査集録』五、一九六九年)、鈴木通大「オビシヤ行事をめぐる諸問題―関東地方における事例を中心に―」(『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』二一、一九九五年)。

(14) 文政十三年(一八三〇)三月御備社当番仕様帳(『旧荏原郡碑文谷村名主文書』五九号)。以下「仕様帳」と略称する。なお、「旧荏原郡碑文谷村名主文書」は、もとは碑文谷村の旗本神谷氏領の名主角田家に伝来したものであり、後掲「角田健吉家文書」と本来一具のものである。

(15) 菊地照夫「板橋区茂呂稲荷神社の茂呂御毘沙台帖」(前掲註(9))。

(16) 天保十五年(一八四四)八月惣鎮守八幡宮御祭礼議定(『旧荏原郡碑文谷村名主文書』七三号)。

(17) 天保八年(一八三七)八月議定帳(『角田健吉家文書』上二一四)。なお「角田健吉家文書」は、碑文谷村の旗本神谷氏領の名主角田家に伝来した文書で、目黒区めぐろ歴史資料館所蔵。

(18) これは、第三章でも触れるが、碑文谷村が私領(旗本神谷氏領)・増上寺御霊屋領・法華寺領の相給村落であることを意味する。

(19) 富岡丘蔵『郊外碑文谷誌―郷土文化の一省察―』(嵩山房、一九二九年)所収。

(20) 角田長廣は、碑文谷村の旗本神谷氏領の名主を代々務めた角田家の一人で、『碑文谷村々誌』掲載の履歴によれば、慶応元年(一八六五)十二月十六日に村年寄役、明治四年(一八七二)十二月十九日に名主、同六年(一八七三)四月十九日に碑文谷村副戸長、同十一年(一八七八)十一月二十七日に同戸長を務めており、碑文谷村および碑文谷八幡宮の地理歴史

や文化について熟知している立場にあった。

(21) 前掲註(19)、二七八頁。

(22) 文政十二年(一八二九)九月二十日入置申一札之事(後掲註(41))。

(23) 丑八月村役人中江尋之事(「角田健吉家文書」下一八一―四五)。

(24) これは大祭である碑文谷八幡宮祭祀についても同様である。【史料二】で、八幡宮祭祀もオビシヤと同様弛緩したことが記されるが、その続きには、「惣氏子熟談之上、右御祭祀御規式、古来仕方之通り村物役人三会御祭り改定仕左二書記、各々一同議定申所実正也」とあり、オビシヤの場合と同じく、「御祭祀御規式」を「古来仕方」に改定したことが記されている。

(25) なお、【史料一】傍線部③から、「仕様帳」を作成するにあたり、規式を古態に復したことがわかる。ということとは、「仕様帳」で定められた神事次第は、文政年間以前に行われていた古態のオビシヤということになるから、「仕様帳」の検討はすなわち、事例の少ない城南地域における、近世後期のオビシヤの様子を知ることにもつながるものといえよう。

(26) 現在の社務所のあたりに存在した。

(27) 目黒区の郷土史家富岡丘蔵氏は、碑文谷八幡宮所蔵の「御宮什物諸品」「别当所什物」という史料を紹介している(「碑文谷八幡宮沿革資料」〈『郷土目黒』一〇、一九六六年)が、その内容を見ると、弓射に関わる物品は書き上げられていない。同史料は稲村坦元氏によると、寛政期か文化期のものであるという(同右、二三頁)。仮にその年代比定で良いとすれば、「仕様帳」以前から弓射神事は行われていなかったことになり、「仕様帳」の内容を補強する史料になる。ただし、筆者が平成二十六年(二〇一四)に碑文谷八幡宮にオビシヤ関係史料の有無を確認したところ、同史料も含めて所蔵していないとの回答であり、筆者は同史料について未見である。

(28) 『オビシヤはつづくよ四〇〇年(のはじめの村まつり)』(千葉県立関宿城博物館令和元年度企画展図録、二〇一九年)二七頁。

(29) 東京都新宿区中井神社御霊社の備射祭では、的を作製する際の分木(コンパス)に永祿六年(一五六三)の銘があることから、戦国時代から現在にいたるまで、オビシヤにおいて弓射神事が行われていたことがわかる(同右、一二頁)。また、

同大田区下丸子の六所神社にも明治四年（一八七二）銘の分木があり、神奈川県川崎市多摩区の長尾神社（江戸時代は五所権現・赤城社）は『新編武蔵風土記稿』に弓射神事の記載がある（以上、長島保「多摩川筋の歩射行事」〈『史誌』三、一九七五年〉参照）。ほかにも、前掲註（9）、二一六～二二四頁には、神奈川県相模原市中央区の田名八幡宮で嘉永五年（二八五二）に作成された「鎮守祭礼人数帳」が紹介されているが、そこには的の寸法を記した図が描かれている。

(30) 前掲註（9）。

(31) 宮崎敏子「碑文谷八幡で奉納されていたお歩射」（『郷土目黒』三一、一九八七年）六二頁には、富岡丘蔵氏（明治三十五年生まれ）が子供時代に経験した碑文谷八幡宮のオビシャの思い出話が引用されている。

(32) オビシャにおけるオトウ渡しの重要性を明確に指摘したのは、福田万里子「金江津村周辺のピシヤ」（『史論』二、一九五四年）、紙谷威廣「成田市のオビシヤ」（『成田市史研究』六、一九七九年）が早い。

(33) なお、「仕様帳」が私領（旗本神谷氏領）の名主である角田家のもとに伝来したのもそれゆえであろう。

(34) 天保十四年（一八四三）十一月吉日八幡宮御備社糺集メ帳（『角田健吉家文書』上二四―一七）、文政二年（一八一九）十月吉日八幡宮御尾社糺集メ帳（『角田健吉家文書』上二四―一九）。

(35) ただし、向原・池上は、一組としてまとめられることもあれば、【史料八】に見られるようにそれぞれ単独の場合もあり、かならずしも六つに限られるわけではない。

(36) 一方、旧衾村では、「矢畑根」「中根」「東根」などがあり（宝暦十二年（一七六二）九月〔安政四年（一八五七）四月写〕衾村絵図〈衾村栗山家文書』一五号）。なお『目黒区史』本文編、二一六～二二七頁にトレース図が折り込まれている）、中根や東根などは現在も地名として残る。

(37) なお、八月十五日の碑文谷八幡宮祭礼でも、同様に「六ヶ所根柄」が順番に当番を務めている。

(38) 元都立目黒高校教諭岩崎信夫氏のご教示による。

(39) 碑文谷村は、史料上「三領入会」「三給」と称されるように、旗本神谷氏・増上寺御霊屋（徳川秀忠正室崇源院御霊屋）・法華寺（現在の円融寺）による相給村落であった（『東京都の地名』〈日本歴史地名体系 第十三巻、平凡社、二〇〇二年〉の「碑文谷村」の項目）。

- (40) 天保十一年(一八四〇)正月別当所家根替諸入用控帳〔角田健吉家文書〕上一四―一二)。
- (41) 文政十二年(一八二九)九月二十日入置申一札之事〔角田健吉家文書〕下一八一―六)。なお、虫損部分については、同文書写〔角田健吉家文書〕下一八一―七)を参照した。
- (42) なお、「仕様帳」によるかぎり、寺領(法華寺領)分には子之神根柄が含まれていないことから、本史料には寺領分の作成者がいないものと思われる。
- (43) 天保十四年十一月吉日八幡宮御備社糺集メ帳(前掲註(34))。
- (44) 同右。
- (45) 桜井徳太郎「オビシャ神事の伝承性―利根川流域の歩射講―」〔『民間信仰の研究 下』桜井徳太郎著作集 第四卷、吉川弘文館、一九九〇年、初出一九五八年)、中村亮雄「中丸子のオビシャについて」(前掲註(13))。
- (46) 「オニツキの史料学序説」(前掲註(9)) 一六三頁。

### (付記)

本稿は、筆者が目黒区めぐろ歴史資料館に在職中の調査研究に基づき成稿したものである。根柄については、元都立目黒高校教諭岩崎信夫氏、元同館館長横山昭一氏に種々ご教示いただいた。また史料の閲覧・掲載に際しては、同館の小野貴登司氏、前川辰徳氏にご高配いただいた。ここに記してお礼申し上げます。